

○議長（吉田敏郎）

日程第6 認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（高橋靖恵）

認定第6号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和元年9月3日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書の213ページをお開きください。

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額2億1千821万2千円、歳入決算額2億599万3千320円。歳出、歳出予算現額2億1千821万2千円、歳出決算額1億9千600万7千9円。歳入歳出差引額998万6千311円、うち基金繰入額0円。

令和元年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページを御覧いただきます。

歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料から5款の諸収入までとなっております。

次のページを御覧いただき、こちらは歳出となります。1款の総務費から4款の予備費までとなっております。

歳入歳出差引残額につきましては、右下にありますとおり998万6千311円となります。

それでは、附属資料の説明をさせていただきます。決算書の305ページをお開きください。

歳入。こちらですが、30年度の歳入合計は2億599万3千円でございます。29年度が1億9千785万6千円ですので、プラス813万7千円、4.1%の伸びでございます。

また、中段の歳出ですが、歳出合計は1億9千600万7千円です。29年度が1億8千837万1千円ですので、プラス763万6千円、4.1%の伸びとなっております。

まず、歳入の保険料ですが、1の後期高齢者医療保険料は2年に1回、保険料率等の改定をしております。保険料率は、平成30年度と令和元年度の2年ということで適用されるものとなっております。30年度の保険料は前年度より89万6千円の減、伸び率につきましては0.5%の減となっております。

歳出を御覧いただきたいと思います。一番上の総務費が104万9千円の増、前年度比較としましては65.2%の増となっております。

次の後期高齢者医療広域連合への納付金です。こちらにつきましては664万2千

円の増、前年度対比としましては3.6%の増となっております。

一番下に表がありまして、305ページのところで被保険者の推移の表がございます。26年度からの伸び率は5%から7%台と、被保険者数は年々増加をしております。

では、特別会計の事業別説明書で御説明をさせていただきます。特別会計・企業会計編の説明書をお開きください。30ページ、31ページとなります。

まず、歳入になります。後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料です。収納総件数は9千591件、収納率は100%となっております。

続いて、現年度分普通徴収保険料は、普通徴収により納付した保険料でございます。こちらにつきまして、収納の総件数は3千888件、収納率は99.9%です。

続いて、過年度分普通徴収保険料です。徴収総件数は54件で、収納率は23.5%です。現年度分、過年度分を合計した収納率は99.4%、前年度につきましては99.1%ですので、0.3%の増でございます。また、対象者の死亡と転出により時効を迎えた4名につきまして、不納欠損処理を行っております。4名のうち2名につきましては、介護保険料の不納欠損対象者と同一であります。

一つ置きまして、繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金です。こちらにつきましては、低所得者に係る保険料軽減分と、元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料軽減分を県負担分4分の3と合わせて一般会計から繰り入れているものでございます。

次のその他一般会計繰入金ですが、保険料徴収等に係る事務費等を一般会計から繰り入れているものとなっております。

以下、繰越金等は省略をさせていただきます。

32ページ、33ページをお開きください。こちらは、後期高齢者医療事業の歳出となっております。

総務費の一般管理費は、保険料徴収等に係る通知の印刷作成や発送を行う事務費や、あとはレセプト点検員の賃金を支出するものとなっております。

続いて、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合へ町が徴収した保険料相当額と、あと軽減分相当額を合わせて納付しております。前年度比、プラス664万1千699万円、3.6%の伸びとなっております。

一つ置きまして、次の過年度保険料還付金は、死亡者等の過年度保険料の還付を行ったものによります。

では、決算書に戻っていただきたいと思っております。228ページとなります。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額が2億599万3千円、2、歳出総額1億9千600万7千円、3、歳入歳出差引額998万6千円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は0円となっております。5、実質収支額、こちらにつきましては998万6千円となります。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、こちらも0円となっております。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を終了  
します。